

南海地震条例づくり 項目別検討表

NO. 4

場所		液状化や崖崩れ、地盤沈下などから身を守る／地震発生時／D-2-1 「自らの身を守る」
日時		

時間軸	主体					
	自助(県民・事業所など)		共助(自主防災組織・ボランティアなど)		公助(県・関係団体など)	
	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか
備えの段階	県民	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の居住地、働く場所が、地震被害として液状化、崖崩れなどがあるかを確認、マップを作る ○避難訓練への参加 ○地盤沈下への対策を行った住宅に住む(一階は駐車スペース等、二階以上に住む) ○盛り土部分の擁壁の点検 ○切り土盤か盛り土盤かの周知 ○地滑り危険等の診断を受け、危険性があれば行政の協力を得て、その補強工事を行う ○畑地の保全対策 	地域、自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○行政等と協力して、居住地域の地質、過去の災害時の被害等を調査し、危険性を含め住民に正しい情報の伝達に努める(ハザードマップの作成) 	県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○県は地震による被害想定を行い、市町村と連携して県民に周知する ○斜面災害防止工事 ○切り土か盛り土かの情報公開 ○液状化予測情報、がけ崩れ危険地域情報の提供 ○地盤沈下による急激な水圧上昇対策 ○岸壁の部分的耐震化 ○ハザードマップ作成
			地域、自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○避難訓練の実施(D-1-1) ○危険箇所(マンホール等ふくむ)の点検(D-1-1) 	県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○救助ボート等の整備(E-1-2)
地震発生時	県民	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な場所や指定された場所・避難路に避難する ○開口・割れ目に近づかない ○揺れの小さいうちに崖の反対側へ移動 ○道路使用時には崖の反対側へ避難 	地域、自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な場所への誘導(向こう三軒両隣の家族の把握、特に要援護者の把握) ○定められた場所に集合し、点呼をとって避難する ○行政・消防機関と住民の情報伝達役としての活動を行う 	県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速な情報収集と県民への情報伝達 ○テレビ、ラジオや有線放送等での情報伝達(どういつ対応をすればよいか)
			地域、自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○余震発生等による二次被害の防止のため広報・啓発活動をおこなう(A-3-1) 		
応急・復旧段階	県民	<ul style="list-style-type: none"> ○行政の行う立ち入り禁止措置などの安全対策に従う 	地域、自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○行政等に協力して応急・復旧活動を行う 	県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○道路情報の迅速な公開
		県民	<ul style="list-style-type: none"> ○(余震で)新たに崖くずれ等が起こるので安全点検が済むまで避難を続ける(D-3-1) ○生活手段の回復(H-3-1) 			県・市町村
復興段階	県民	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな道路建設への協力 			県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○迂回路の整備
		県民	<ul style="list-style-type: none"> ○生活手段の回復(H-3-1) 			県・市町村